

令和4年4月

社会福祉法人あらかさ福社会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1 労働者の各月ごとの平均残業時間数を1時間減らす

〈対策〉

令和4年4月～ 定期的な時間外労働の実態把握と分析

令和6年4月～ 時間外勤務削減のための対策

ノー残業デーの維持